

NO WAR! YES PEACE! NO WAR! YES PEACE! NO WAR! YES PEACE! NO WAR! YES PEACE! NO WAR! YES PEACE!

今こそ平和といのちと人権を！ 2025 11.3 憲法アクション

**改憲NO！軍拡NO！差別NO！
誰もが安心して暮らせる社会を！**

日時	11月3日(月休) 14:00~15:00 ※オープニング LIVE 13:45~14:00
場所	国会議事堂正門前
スピーチ	和田静香さん (平和を求め軍拡を許さない女たちの会) (ライター) 伊藤千尋さん (国際ジャーナリスト)
リレートーク	各分野からの発言
連帯あいさつ	立憲野党のみなさん

総がかり行動実行委員会・9条改憲NO!全国市民アクション

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労働行為事件 11/17(月) 14:00 中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判 3/18(火)に和解が成立しました。



**日本 | BMの手当廃止は
残業ゼロで年収減に
会社、団体交渉で認める
～不利益変更を撤回せよ**

日本IBMの2025年7月1日付の報酬制度改定で、残業をしなくてももらっていた月額59,000円の専門職手当、月額41,000円の副主任手当が廃止されたことにより、専門職手当をもらっていた人で残業の無い人は708,000円の年収減、副主任手当をもらっていた人で残業の無い人は492,000円の年収減となります。

このように年収が 70 万円とか 50 万円の規模で減少することは従業員の生活に大きなマイナスの影響を与えます。

かいな2470号1面記事「日本IBMの手当廃止は不利益変更か ～7月30日、団体交渉で協議」では、7月30日の日本IBMとの団体交渉で、会社は、専門職手当、副主任手当を無くしたことによって残業ゼロベースの人であっても年収は基本的には現状維持以上になるとアセスしたのは事実だと説明し、残業ゼロの人について制度変更前後の年収比較の数字を確認して次回団交で回答することになったことをお伝えしました。

この続報として今号では9月3日の日本IBMとの団体交渉のやり取りをお伝えします。

結論から言えば、9月3日の団交で、会社は専門職手当、副主任手当の廃止によって残業ゼロの人は年収減になることを認めました。そこで組合は専門職手当、副主任手当の廃止を見直すことを要求しましたが、会社は改定後の報酬制度を変更する考えは無いと回答しました。

組合は、残業ゼロの人が手当廃止で年収減になることは不利益変更であるとこれまでずっと言ってきました。個々人の残業時間に差異があるからこそ、全従業員に不利益が生じないよう、会社は専門職手当、副主任手当の廃止という不利益変更を撤回すべきなのです。

以下に、残業ゼロの人の制度変更前後の年収比較の数字（７月３０日の会社持ち帰り事項への回答）を含む９月３日の団交のやり取り（要旨）を紹介します。

9月3日団交のやり取り（要旨）

会社 Band 6 の社員で、改定前が ARS (Annual Reference Salary) 550 万円 (=本給 12 ヶ月分 400 万円+賞与基準額 150 万円)、DC (確定拠出年金) 41.6 万円、GDP 33 万円、計 624.6 万円だった場合、改訂後は ARS 564 万円、DC 28.2 万円、GDP 33.8 万円、計 626 万円となる。さらに月当たり平均残業時間が 15 時間、10 時間、0 時間の各ケースで、改定前の副主任手当・残業代の合計、改定後の残業代は、それぞれ 49.6 万→64.9 万円、49.2 万円→43.2 万円、49.2 万円→0 円となる。以上より改訂前後の年収総額は、それぞれ 674.2 万円→690.9 万円、673.8 万円→669.2 万円、673.8 万円→626 万円となる。

会社 Band 7 の社員で、改定前が ARS 700 万円（＝本給 12 ヶ月分 500 万円＋賞与基準額 200 万円）、DC 52 万円、GDP 42 万円、計 794 万円だった場合、改訂後は ARS 717 万円、DC 35.8 万円、GDP 43 万円、計 795.8 万円となる。さらに月当たり平均残業時間が 15 時間、10 時間、0 時間の各ケースで、改定前の副主任手当・残業代の合計、改定後の残業代は、それぞれ 70.8 万→82.4 万円、70.8 万円→55 万円、70.8 万円→0 円となる。以上より改訂前後の年収総額は、それぞれ 864.8 万円→878.2 万円、864.8 万円→850.8 万円、864.8 万円→795.8 万円となる。

組合 専門職手当、副主任手当の廃止を見直してもらいたい。

会社 個々人の過去12ヶ月の実績値を出して個別に計算するのは明示的に難しいし、プラス、本来支払額が変動するようなものについて過去の個人の実績に基づいて個別に対応を分けるというのはプロジェクトの進め方としても公平性に欠けると思っているので、そういうことをする考えはない。なのでシンプルに手当は無くして残業時間に応じた残業代を支払いますといった1つの方針で公平にやっっていこうという考えだ。

25秋闘・支部1次要求書に日本IBMから回答

組合が9月17日に日本IBMに提出した2025年のJMITU日本IBM支部秋闘1次要求書への回答が、回答指定日の10月1日にありました。少ない1回分の賃上げを実施する予定は無い、専門職手当、副主任手当の廃止を撤回する考えは無いなど物価高騰の中で従業員の生活への配慮に欠ける回答でした。以下に抜粋して紹介します。

争議解決の要求

(1) 定年後再雇用賃金差別争議を解決すること
■日本IBM回答
(1)について、会社は、引き続き誠意をもって適切に対応してまいります。

賃上げ要求

(1) 2020年9月1日(当時の就業規則が定める給与調整日)に賃上げが実施されなかったために、賃上げが1回分少ない状況は未解決です。その一方、2021年から続く物価高騰で従業員の生活は厳しさを増しています。これを受け、少ない1回分の賃上げとして2025年中に賃上げを実施することを要求します。
(2) 上記(1)の賃上げは、全従業員(正社員、プロフェッショナル・ブルーを含む)の本給(本俸・月額賃金)を10%引き上げること。
(但し、シニア契約社員の賃上げについては、定年後の労働条件に関する要求の(3)で要求しています。)

■日本IBM回答

(1)について、2025年中にもう一度(給与調整を)実施する予定はありません。
(2)について、昇給は社員のスキルや業績等を総合勘案して所属長が個別に決定するもので、要求にお答えする考えはありません。

専門職手当、副主任手当の廃止の撤回要求

両手当の廃止により、専門職手当をもらっていた人で残業の無い人は708,000円の年収減、副主任手当をもらっていた人で残業の無い人は492,000円の年収減となります。生活に大きなマイナスの影響を与えます。

以上の弊害を取り除くために、専門職手当、副主任手当の廃止を撤回することを要求します。

■日本IBM回答

当該報酬制度改定の設計においてはさまざまな前提条件を設定し検証を行いました。例えば、GDPやセールス・インセンティブにおける業績達成率は100%を想定し、残業時間は平均値を割り出してコ

スト等の試算を行いました。こうした前提において、今回の報酬制度改定は不合理なものではないと考えており、制度改定の内容自体を変更する考えはありません。

定年後の労働条件に関する要求

(1) 賃下げなしの65歳までの定年延長の要求
特別支給の老齢厚生年金の段階的引き上げが完了することに伴い、「賃下げなしの定年引き上げ」は、職場の切実な要求となっています。賃下げなしで65歳までの定年延長を要求します。

(2) シニア契約社員の契約上限年齢引き上げの要求
高年齢者雇用安定法の趣旨(70歳までの就業機会確保の努力義務)に従い、シニア契約社員の契約上限年齢を70歳に引き上げること。
さらに、上記(1)の要求が実現した場合は、65歳の時点でシニア契約社員への移行を選択できるようにすること。

(3) シニア契約社員の処遇改善の要求

1) シニア契約社員の年収を、最低でも定年時の年収(賞与込み・残業以外の手当込み)の80%とすること。

但し、シニア契約社員の年収は、初任給(Reference Salary)に副主任手当を足し合わせた年収(*1)を下回らないこと。

なお、専門職手当、副主任手当の廃止の撤回を要求していますので、上記で「副主任手当を足し合わせた」と表記しています。

(*1) 5,394,000円＝初任給 4,902,000円(本給 286,000円×12ヶ月＋賞与基準額 1,470,000円)＋副主任手当 492,000円(月額 41,000円×12ヶ月)

2) シニア契約社員の年収を上記の通り設定した上で、組合員であるシニア契約社員の具体的な年収は団体交渉によって決定すること。

■日本IBM回答

(1)について、会社は65歳までの雇用確保措置として、65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)を選択しシニア契約社員制度を導入しました。現時点でこの方針を変更する予定はありません。

(2)について、現時点でシニア契約社員の契約上限年齢を70歳に引き上げる予定はありません。

(3) 1)について、2025年10月に現在の水準の上乗せを実施いたしました。今後も多面的かつ継続的に検討してまいります。しかし、現状で下限額を定年時の80%にまで引き上げる予定はありません。

(3) 2)について、協議には誠実に応じますが、社員の処遇を団体交渉によって決定する考えはありません。

25秋闘・支部1次要求書にキンドリルジャパンから回答

組合が9月17日にキンドリルジャパンに提出した2025年のJMITU日本IBM支部秋闘1次要求書への回答が、回答指定日の10月1日にありました。以下に抜粋して紹介します。

定年後の労働条件に関する要求

(1) 65歳から70歳まで再雇用される制度づくりの要求

高年齢者雇用安定法の趣旨(70歳までの就業機会確保の努力義務)に従い、以下のいずれかを実施すること。

・本人が希望する限り65歳から70歳まで再雇用される制度を創設すること

・シニア契約社員制度の契約上限年齢を現在の65歳から70歳に引き上げること

(2) シニア契約社員の処遇改善の要求

1) シニア契約社員の年収を、最低でも定年時の年収(賞与込み・残業以外の手当込み)の80%とすること。

但し、シニア契約社員の年収は、初任給(Reference Salary)に副主任手当を足し合わせた年収(*1)を下回らないこと。

(*1) 5,394,000円＝初任給 4,902,000円(本給 286,000円×12ヶ月＋賞与基準額 1,470,000円)＋副主任手当 492,000円(月額 41,000円×12ヶ月)

2) シニア契約社員の年収を上記の通り設定した上で、組合員であるシニア契約社員の具体的な年収は団体交渉によって決定すること。

組 合 な ん で も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	コンサルティング	カン ミニ	070-8786-0357
IBM	箱崎	I J D S . 産業事業部	猿渡 隆史	080-9099-6263
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16 時・除休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付 (要予約)			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611 (代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル 受付 7F TEL 03-3380-5311 (代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町 207-2 関内 JS ビル 6 階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生 1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル 305 号			

■キンドリルジャパン回答

65歳以降の再雇用制度の新設およびシニア契約社員の契約上限年齢の引き上げについては、現時点で導入の予定はありません。
シニア契約社員の処遇については、2025年4月に月額25万円から27万5千円へ10%の賃上げを実施済みであり、定年時の年収の80%を一律に保証する制度の導入は行いません。

働き方改善の要求

(1) 1日7時間・週35時間労働が世界の流れであり、すでにフランスの法定労働時間は週35時間、ドイツの金属産業の労働時間は週35時間が実現しています。

このような先駆的事例にならない、キンドリルジャパンも1日7時間・週35時間労働を導入することを要求します。

(3) 残業時間の実態を把握し長時間労働の問題を解決・防止するため、裁量勤務制度を廃止し、実際の残業時間をベースに時間外勤務手当が支払われる制度に変更することを要求します。その上で、時間外勤務手当(変則勤務分を含む)については、専門職手当・副主任手当の金額を差し引いて支払うをやめ、満額支払うことに変更することを要求します。

■キンドリルジャパン回答

(1)について
所定労働時間を週38時間から週35時間に短縮しない旨回答いたします。

(3)について
裁量勤務制度の廃止は、考えておりません。専門職手当および副主任手当は、正社員の時間外勤務手当として支給されています。相当時間を超える時間外労働については、超過分に対して別途時間外勤務手当を支給しており、この制度を変更する予定はありません。

在宅勤務手当に関する要求

1日2000円の在宅勤務手当では不足です。1日4000円に増額することを要求します。なお、2022年9月分までの在宅勤務手当については1ヶ月あたり8000円を2020年3月に遡及して支払うことを要求します。

■キンドリルジャパン回答

2022年10月よりフレキシブルワーク制度に基づき、1日2000円の在宅勤務手当を支給しています。これらの制度は現行のまま維持し、増額や制度変更の予定はありません。